

～医療機関を受診する人へ～
正しい被保険者証で受診していますか？

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723

国民健康保険の被保険者証で
受診できます。

はい

国民健康保険の被保険者証は
使用できません。

いいえ

国民健康保険の脱退手続きが必要
です!! **14日以内**に被保険者証を和
水町役場窓口に戻却してください。

<いいえに当てはまる事由>

- ・就職した
- ・扶養に入った
- ・町外に転出した

あなたの
健康保険は
「国民健康保険」
ですか？

会社に就職して社会保険の資格を取得（あるいは手続き中）しました。

だけど、被保険者証の交付が遅れたため、和 water 町国民健康保険の被保険者証を使ってしまいました。

社会保険に加入しました。

だけど、和 water 町役場への届出が遅れたため、その間に和 water 町国民健康保険の被保険者証を使ってしまいました。

和 water 町外に転出しました。

だけど、転出先の市区町村から被保険者証の交付を受ける前に和 water 町国民健康保険の被保険者証を使ってしまいました。

和 water 町国民健康保険以外の健康保険（全国健康保険協会、共済、健康保険組合、他市区町村の国保など）の資格があるにもかかわらず、和 water 町の「国民健康保険被保険者証」で受診した場合や、さかのぼって和 water 町国民健康保険の資格を喪失した場合、**和 water 町が医療機関へ支払った医療給付費分（7割から9割）を返還することになります。**

町へ返還した医療費分については、受診者本人が正規の保険者に対して請求を行う必要があり、医療機関の窓口で支払った自己負担分も合わせると、一時的に医療費を10割負担することになるため、個人の経済的負担や事務的負担が増えることにつながります。

請求をやり直せる場合もありますので、誤って和 water 町国民健康保険の被保険者証を医療機関に提示してしまった場合は、速やかに和 water 町役場へ連絡してください。

国民健康保険脱退の手続きをせずに他の健康保険に加入すると、国民健康保険税が課税され続け、保険税を納めすぎるなどの不利益が生じる場合があります。



我が町を担う企業

～和 water 町企業等懇話会企業紹介⑨～

和 water 町企業等懇話会は、町と町内企業等が連携し、企業の繁栄と町の振興を目指すことを目的として設置しており、現在、企業23社が加入しています。主に総会（事業計画の審議、企業支援策等の紹介、情報交換）、研修事業（企業訪問等）、エコキャップ運動（ペットボトルキャップの回収）などの活動を行っています。このコーナーでは、我が町を担う企業等懇話会会員企業の紹介を行います。

「癒しの時と場の提供」 株式会社クリエイト



JOUGEN no TSUKI

代表者：福田紀夫 本社所在地：和 water 町久井原2339
従業員数：20名 創業：1982年6月
電話番号：0968-42-4126

株式会社クリエイトは昭和57年に玉名市にて創業致しました。平成13年に本社を和 water 町に移してからは、不動産賃貸業を中心に、平成20年に湯亭上弦の月、平成26年には旬彩SOBA常次郎庵をオープンさせ三加和温泉地域の活性化に努めて参りました。おかげさまでこの10年間に75万人以上のお客様にご利用頂いております。

来年は大河ドラマ「いだてん」の主人公として和 water 町出身の金栗四三氏が描かれます。この千載一遇のチャンスを活かして、来町されたお客様に癒しの「時間」と「場所」を提供し、和 water 町の魅力を全社員一丸となって発信していきたいと考えております。



上弦の月は旅行雑誌「じゃらん」にて九州No.1家族湯として紹介されました



常次郎庵の建物は和 water 町電門にあった築140余年の高木家を移築



忘年会・新年会・お祝い・法事等のご予約承ります

求人（正社員・パート）

～お客様の笑顔がみたいから～



家族湯施設での受付業務、清掃業務のお仕事です。
癒しの空間でお客様の寛ぎの時間をお手伝いして下さい。
詳しくはお問い合わせください



電話番号：0968-42-4126

問い合わせ先 本庁 まちづくり推進課 企業誘致係 ☎0968・86・5721